

地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定に基づき、同条第7項の規定により提出された意見書の要旨及び処理の結果と併せて公告する。

令和7年6月16日

京田辺市長 上 村



1 地域農業経営基盤強化促進計画を作成した地域

大住地域
田辺地域
草内地域
三山木地域
普賢寺地域

2 公表の場所

京田辺市役所農政課及び農政課ホームページ

※ 農政課での公表は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁日に限る。
ただし、開庁時間の正午から13時は除く。